

## 中間処理業・自社処理系産業廃棄物の埋立処分の申込に必要な添付書類一覧

		申 込 書 類		部数
1	産業廃棄物埋立処分申込書表紙			1
2	事業者	法人の場合	会社の登記簿謄本（新規申込に限り、3か月以内の原本）	1
		個人の場合	所得税の確定申告書の写し（最新のもの）	1
3	中間処理施設	産業廃棄物処分業許可証の写し		1
		千葉県内外の受入割合及び年度当初排出予定フロー図		1
4	小規模産業廃棄物処理施設	焼却炉	県条例による小規模焼却炉設置許可証の写し ※1	1
		破碎処理施設	県条例による破碎施設設置許可証の写し ※2	1
5	分析結果報告書 燃え殻、ばいじん、汚泥、鉱さい等の処分を予定する事業者に限り、 産業廃棄物埋立処分申込日より結果報告書発行書が3ヶ月以内のもの (ダイオキシン試験は1年以内) *原本確認の上でコピー可			1
6	事業所概要書			1
7	施設位置図（地番が表示されている住宅地図等）			1
8	現地状況カラー写真（施設全景及び廃棄物発生過程） * カラーコピー可			1
9	含有成分表（汚泥の処分を予定する事業者）			1
10	廃棄物データシート（普通産業廃棄物用）			
11	産業廃棄物性状表（必要に応じ排出工程を補足する参考資料を追加）			1
12	運搬方法	自社運搬の場合	①車検証の写し	1
		委託運搬の場合	①車検証の写し	
				②産業廃棄物もしくは特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の写し
13	その他必要な書類	会社案内もしくはパンフレット等（新規及び変更時）		1
14	処分を予定する産業廃棄物の全サンプル（公社が必要と判断した場合のみ）			1
【注意】				
※1 産業廃棄物処理施設設置許可対象外で事業場外に設置する自社焼却施設（小規模焼却炉）のうち、次のいずれかに該当するものは、平成14年10月1日以降、「千葉県廃棄物の処理の適正化に関する条例」に基づく、小規模産業廃棄物処理施設設置許可が必要となりました。				
ア 1時間当たり処理能力が50kg以上のもの				
イ 火格子面積又は火床面積が0.5m <sup>2</sup> 以上のもの				
ウ 燃焼室容積が0.7m <sup>3</sup> 以上のもの （設置許可のない焼却施設から排出されたものは受入出来ません）				
※2 産業廃棄物処理施設設置許可対象外で事業場外に設置する、廃プラスチック類、木くず又はがれき類の自社破碎施設で1日当たりの処理能力が5トン以下のもの（下限なし）は、平成14年10月1日以降、「千葉県廃棄物の処理の適正化に関する条例」に基づく、小規模産業廃棄物処理施設設置許可が必要となりました。				

【備考】

\*運搬方法に関する書類の取り扱い

- 新規申込の際に提出された 12 運搬方法 ①から②の書類は、変更がない限り、当該年度の以降の申込に一律に含めて提出されるものと見なします。

- したがって、例えば年間通して自社運搬を継続し、使用する車輛を変更しない場合は、①、②の書類は、年度初回の新規申込(年度区分=新)の際に提出するだけで結構です。
- (2) ただし、車輛が車検の更新を受けたり、構造変更したり、他人名義となって新車検証が発行された場合は、その都度、当会社に届け出るとともに、新車検証の写しを提出して下さい。  
(自社運搬の場合で、新たに他人名義車輛を使用することとなった時は、車輛貸与証明書の提出も必要です。)
- (3) 運搬方法を変更する場合も、変更後の運搬方法に係る書類をその都度、申込書類に含めて提出して下さい。
- (4)
- (5) 各運搬方法において新たに使用する車輛を追加する場合は、その都度、当会社に届け出るとともに、その車検証の写しを提出して下さい。
- (6)

- 提出された車検証の写しに基づき、当会社はその車輛番号および車両重量をコンピューター登録し、計量作業に使用します。(一回計量)
- (7)

- 完全に使用することなくなった車輛は、その都度、当会社に届け出て下さい。コンピューター登録した車輛より抹消します。
- (8)

上記によらない場合は、2回計量を原則とします。

- (9) **産業廃棄物収集運搬車の表示及び書面の備え付け**

**収集又は運搬の用に供する車両の表示(排出事業者が自ら産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合)**

①表示内容

- ・産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
- ・事業者の氏名又は名称

②表示場所・字の大きさなど

- ・車体の両側面に識別しやすい色の文字で鮮明に表示
- ・日本工業規格140ポイント以上(氏名・名称は90ポイント以上)
- ・表示方法は特に限定がないので ペンキで直接記載・マグネットシート貼付けでも可  
雨風の影響で不鮮明になったり、走行中の落下等ないようにお願いします。

**収集運搬業に係る収集運搬車の表示(委託による廃棄物運搬する場合)**

- ① ②に加えて統一許可番号(下6けた)を90ポイント以上の文字で表示

書面の備え付け

- ・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写し(委託運搬)
- ・産業廃棄物管理票(マニフェスト)は自己・委託運搬共通でB1票から備えつけ。